

第 1 2 期 中 間 決 算 公 告

平成23年12月26日

大阪府中央区城見一丁目4番27号
株式会社 近畿大阪銀行
代表取締役社長 池田 博之

中 間 貸 借 対 照 表 (平成23年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	302,277	預 金	3,313,388
買 入 金 銭 債 権	64,361	譲 渡 性 預 金	206,500
商 品 有 価 証 券	14	借 用 金	74,500
有 価 証 券	891,561	外 国 為 替	80
貸 出 金	2,454,361	そ の 他 負 債	28,837
外 国 為 替	3,855	未 払 法 人 税 等	185
そ の 他 資 産	17,347	リ ー ス 債 務	545
有 形 固 定 資 産	31,419	資 産 除 去 債 務	147
無 形 固 定 資 産	716	そ の 他 の 負 債	27,959
繰 延 税 金 資 産	9,146	賞 与 引 当 金	1,458
支 払 承 諾 見 返	14,794	退 職 給 付 引 当 金	6,099
貸 倒 引 当 金	△ 25,736	そ の 他 の 引 当 金	3,265
		支 払 承 諾	14,794
		負 債 の 部 合 計	3,648,923
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	38,971
		資 本 剰 余 金	55,439
		資 本 準 備 金	38,971
		そ の 他 資 本 剰 余 金	16,467
		利 益 剰 余 金	21,412
		そ の 他 利 益 剰 余 金	21,412
		繰 越 利 益 剰 余 金	21,412
		株 主 資 本 合 計	115,823
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 626
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 626
		純 資 産 の 部 合 計	115,196
資 産 の 部 合 計	3,764,120	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,764,120

中間損益計算書 〔 平成23年 4月 1日から
平成23年 9月30日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		35,024
資 金 運 用 収 益	25,303	
(うち貸出金利息)	(22,449)	
(うち有価証券利息配当金)	(2,567)	
役 務 取 引 等 収 益	6,853	
そ の 他 業 務 収 益	951	
そ の 他 経 常 収 益	1,914	
経 常 費 用		31,708
資 金 調 達 費 用	2,584	
(うち預金利息)	(1,901)	
役 務 取 引 等 費 用	3,479	
そ の 他 業 務 費 用	370	
営 業 経 費	21,070	
そ の 他 経 常 費 用	4,203	
経 常 利 益		3,315
特 別 損 失		125
税 引 前 中 間 純 利 益		3,190
法人税、住民税及び事業税	△ 7,468	
法 人 税 等 調 整 額	2,415	
法 人 税 等 合 計		△ 5,053
中 間 純 利 益		8,244

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については中間決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、また、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年～50年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 28,798百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度に一括して損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(4) その他の引当金

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりであります。

預金払戻損失引当金 1,535百万円

負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。

信用保証協会負担金引当金 1,596百万円

信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり、計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

9. 連結納税制度の適用

株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間会計期間の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 2,216百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,858百万円、延滞債権額は 65,059百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 1,394百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 28,404百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 96,717百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 36,518 百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 47,367百万円

貸出金 100,000百万円

担保資産に対応する債務

預金 9,523百万円

借入金 9,500百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金 4,000百万円、有価証券 49,630百万円及びその他資産 24百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち敷金保証金は 1,176 百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 435,648 百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 433,937 百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額 20,591 百万円
10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 65,000 百万円が含まれております。
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当社の保証債務の額は 7,698 百万円あります。
12. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は 13.62%であります。

(中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には、償却債権取立益 852百万円を含んでおります。
2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 192百万円及び貸出金償却 2,661百万円を含んでおります。
3. 特別損失には、減損損失 81 百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	144,146	151,510	7,363
	社債	7,308	7,450	142
	小計	151,454	158,960	7,506
時価が中間貸借対照表計上額 を超えないもの	社債	390	370	△19
合計		151,844	159,331	7,486

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成23年9月30日現在)

時価のあるものはありません。

なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	2,216

3. その他有価証券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	4,622	2,610	2,012
	債券	485,991	485,119	872
	国債	243,797	243,491	306
	地方債	3,364	3,337	27
	社債	238,829	238,290	538
	その他	38,253	38,091	161
	小計	528,867	525,821	3,046
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	1,958	2,782	△823
	債券	185,736	186,015	△278
	国債	32,624	32,663	△39
	地方債	3,464	3,465	△1
	社債	149,648	149,886	△238
	その他	103,063	105,634	△2,570
	小計	290,759	294,432	△3,673
合計		819,626	820,253	△626

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株式	1,909
その他	325
合計	2,235

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、53百万円(うち、株式 1百万円、その他 52百万円)であります。

また時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりしております。

正常先:原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付先:時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先:時価が取得原価に比べて下落

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	30,783	百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	17,863	
有価証券償却否認額	6,230	
その他有価証券評価差額金	254	
退職給付引当金	2,478	
その他	7,535	
繰延税金資産小計	65,146	
評価性引当額	△55,887	
繰延税金資産合計	9,259	
繰延税金負債		
未収配当金	△29	
その他	△84	
繰延税金負債合計	△113	
繰延税金資産の純額	9,146	百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	40円97銭
1株当たり中間純利益金額	6円11銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	4円51銭